

国立大学法人東京医科歯科大学湯島地区における 放置車両等の移動等に関する要領

平成31年4月1日
制 定

（目的）

第1条 この要領は、国立大学法人東京医科歯科大学湯島地区構内駐車場管理運営要項（平成17年制定）第22条及び国立大学法人東京医科歯科大学湯島地区構内駐輪場管理要項（平成31年制定）第20条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）湯島地区構内において、長期間にわたり放置された自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車等軽車両（以下「車両等」という。）により生ずる障害を除去し、交通の安全及び良好な教育・研究・診療環境を保持するために、車両等の移動措置について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車（次号に掲げる自動二輪車を除く。）をいう。
- (2) 自動二輪車 法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通二輪車をいう。
- (3) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 自転車 法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (5) 軽車両 法第2条第1項第11号に規定する軽車両をいう。

（移動措置）

第3条 構内に放置され、大学の環境保持又は交通に支障をきたし、その移動が適当と判断された場合、警告書を貼付の後、移動措置をとることができる。

2 前項の移動措置は、指定された期日までに移動しない車両等について行う。

（緊急の移動措置）

第4条 指定した場所以外に駐車・駐輪している車両等であって、大学の環境保持又は交通に支障をきたしていると判断された場合、直ちに移動措置をとることができる。

（移動等にかかる費用）

第5条 第3条及び第4条に基づき移動等の措置を受けた車両等の所有者もしくは使用者に対し、移動等の措置に要した実費相当額を本学から請求することができる。

（免責）

第6条 第3条及び第4条に基づき移動等の措置を行うにあたり、当該車両等及びその付属物に対し、必要最小限の範囲で現状有姿に変更をかけることについて本学では一切の責を負わないものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。